

## 第2章 環境行政の推進体制

### 第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

### 第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年10月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であるが、計画策定から5年あまりが経過し、環境を取り巻く情勢も変化したことから、平成23年度に改訂を行った。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ「地球環境問題への取組の推進」、Ⅳ「環境・エネルギー産業の育成」、Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、そ

れぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち60項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

基本目標Ⅰに関しては、自然保護団体との協働により、希少野生動植物の保護や特定外来生物の駆除等、生物多様性の保全活動を実施し、また「生物多様性地域セミナー in 大分」を開催し、生物多様性に関する講演や活動報告のほか、田んぼの生きもの観察やウミガメとふれあい体験などのフィールドワークを実施した。

本県の地質遺産等を活用したジオパークの取組については、25年9月の姫島村、豊後大野市の日本ジオパーク認定を受け、地質愛好家に向けた情報発信を強化したほか、学術研究の充実を支援するため、学術研究論文等の募集や大学等による巡検の誘致などを行った。

温泉資源については、再生可能エネルギーの導入促進という社会的要請を踏まえ、地熱発電の審議基準を策定した。

基本目標Ⅱに関しては、豊かな水環境創出のために、モデル河川で流域会議を設立し、部局間連携により支援を実施するとともに、先進地視察（四万十川）やモデル河川流域交流会を実施するなど、水環境保全活動を拡充・展開していくため

の体制を整えた。PM2.5対策については、国東市と由布市に測定局を新設するとともに、既存測定局に自動測定機を5基増設し、国の定める基準を満たした監視体制を整備した。

さらに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進のため、マイバッグ持参運動（レジ袋無料配布中止の取組）、大分県リサイクル認定製品の活用促進のほか、食べ残し等の食品ロスを減らすための取組、使えるものは修理して大切に使う取組などの啓発活動を行った。

また、県民総参加による海岸清掃活動を展開するためのごみゼロ海岸クリーンアップ作戦を実施（参加者数14,128名）するとともに、海岸漂着物の回収・処理、市町村への補助を行った。

基本目標Ⅲに関しては、家庭部門においては、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを普及啓発するため、各家庭に応じた省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を169件実施するとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換の契機とするため、「家庭の省エネ大賞」を実施した。業務部門では、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、高効率の省エネ機器等の導入を促進するため、事業所向け省エネ診断を52件実施した。また、運輸部門では、「エコ通勤割引」を実施（延べ781人の利用）し、自家用車等からのCO<sub>2</sub>排出量削減に加え、公共交通機関の利用促進を図った。

基本目標Ⅳに関しては、地熱・温泉熱エネルギーの有効利用を進めるため、県農林水産研究指導センター花きグループ（別府市）に、温泉を利用し

た「湯けむり発電システム」を設置し、加えて温泉熱を利用した農業ハウス、観光用展示ハウスの建設に着手した。また、新ビジネスをめぐる動きが活発な水素エネルギー分野について、県内企業の積極的な挑戦を促進するため、県内における活用方法に関する調査を実施するとともに、先進企業を招いたセミナーを開催した。

さらに、循環型産業の育成のため、機器の導入に対して支援したほか、環境関連企業を対象に環境ビジネス支援セミナーを開催した。

基本目標Ⅴに関しては、ごみゼロおおいた作戦の牽引役であるごみゼロおおいた推進隊が、他の団体と連携して実施する地域への波及効果が大きなごみゼロ活動等に対して支援したほか、子どもたちが自然体験など実体験を伴う環境学習を行う団体を「ごみゼロ探検団」に任命して、その活動を支援した。また、県民総参加の運動の更なる展開を図るため、ごみゼロおおいた推進隊の活動紹介や情報発信等を行う「エコライフフェア」、県下一斉の美化活動を行う「120万人一斉ごみゼロ行動」やキャンドルナイトキャンペーン等を実施した。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民総参加による美しく快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができた。計画に定められた環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編 環境指標一覧）。

表1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

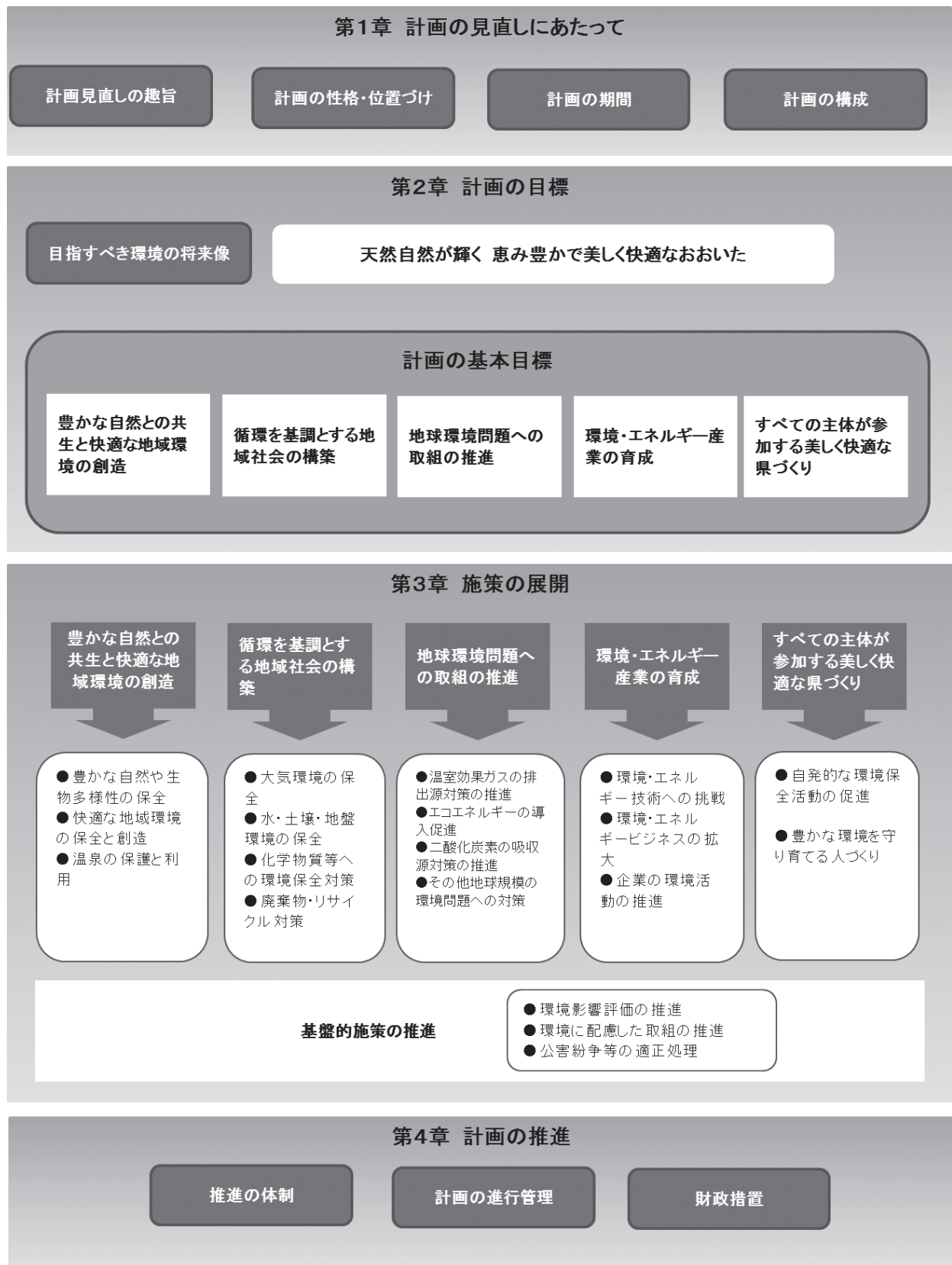
- 基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標Ⅲ 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標Ⅳ 環境・エネルギー産業の育成
- 基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標項目数	A		B		C	
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標Ⅰ	18	14	78	3	17	1	5
基本目標Ⅱ	20	9	45	10	50	1	5
基本目標Ⅲ	10	4	40	4	40	2	20
基本目標Ⅳ	5	4	80	1	20	0	0
基本目標Ⅴ	7	4	57	3	43	0	0
合計	60	35	58	21	35	4	7

評価（A・B・C）の区分について

- 「A」 平成26年度の目標数値を達成している場合
- 「B」 平成26年度の目標数値の7割以上を達成している場合
- 「C」 平成26年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～(H24.3改訂)の概要



### 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施行)を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	-
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 し尿処理施設の建設	200t/日以上 100kL/日以上	-
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm <sup>3</sup> /h以上 排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	-
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション 施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	-	-

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

### 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

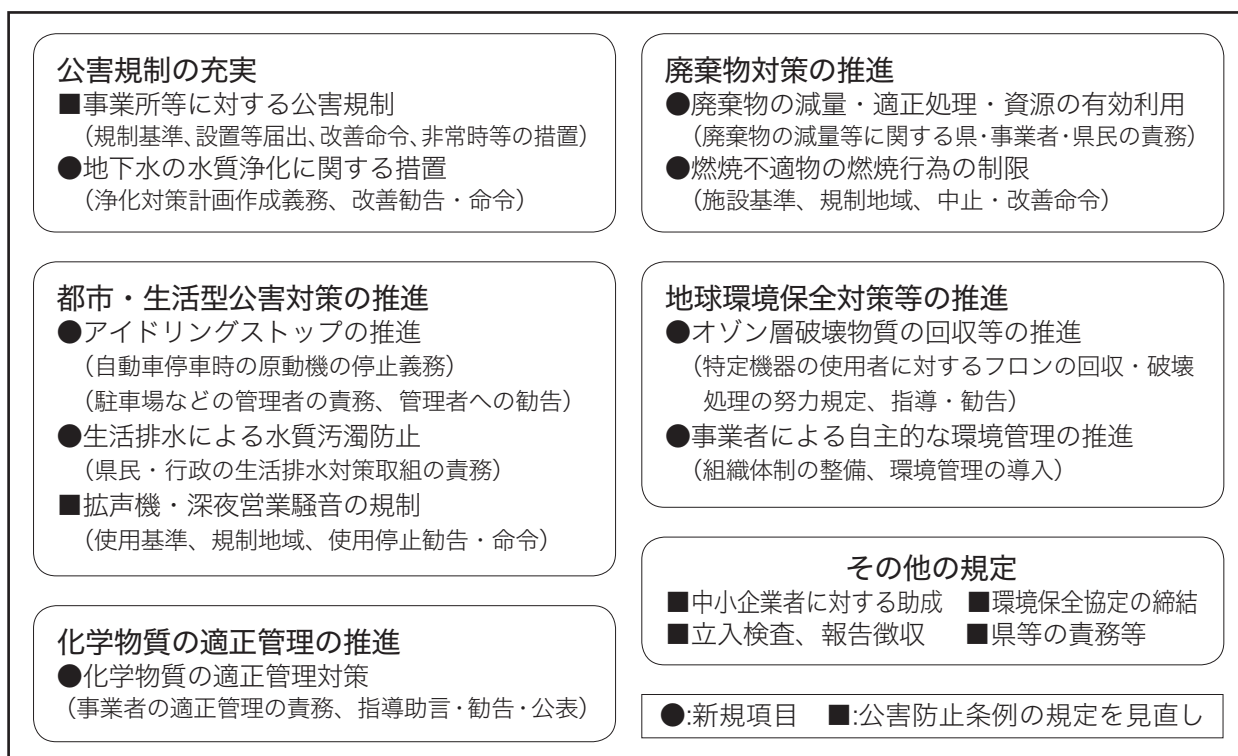
本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組

や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)



図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



## 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

### 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくり

を県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての

努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると思われる場合には、その市町村の区域においては

この条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成27年10月31日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照)

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況 (平成27年10月31日現在)  
(○…県条例適用)

市町村名	ごみの 投棄(※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクち らしの掲 示等(※)	動物の ふん等の 放置	自動車 の放置 (※)	自転車 の放置 (※)	落書き (※)	悪臭等 への 配慮	投光器 の使用 (※)
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●	●(飼犬、飼猫)	○	●	●	●	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○	○

### 3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったも

のを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成27年度には2個人9団体を表彰した。(平成27年度の受賞者は表1.2-5を参照)



表1.2-5 平成27年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

感謝状贈呈式:平成27年6月8日(月)(ごみゼロおおいた作戦県民会議)

場所:大分県庁舎新館14階 大会議室

	団体名等	市町村名	主な功績
<b>(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動</b>			
1	<個人> 藤原 義令 <small>よしのり</small>	大分市	・昭和36年頃から、雨の日以外毎日、地元の神社・寺の参道や手洗い場の清掃、トイレ掃除などに励む ・1年を通じ、朝夕の1日2回清掃を実施
2	<個人> 工藤 敦子	大分市	・平成5年頃から、地元三佐地区の乙津川下流で清掃活動に励む ・平成7年頃から、漂着物を拾う河川ボランティア活動を実施 ・希少植物の調査や保護等を行いながら、素晴らしい環境を守りたいと活動を継続
3	<団体> 大分国際情報高等学校 (校長 安部 典男)	大分市	・30年以上前から、概ね2日に1回、高城駅を利用する1年生が中心となって、高城駅構内の清掃活動を実施 ・平成元年頃より、年2回、全校生徒で大分市新貝地区を中心に通学路の清掃活動を実施 ・平成23年より、ハンドボール部員が雨の日以外毎日、朝早く登校し、あいさつ運動を兼ねて通学路のごみ拾いを実施
4	<団体> 東大道二丁目町内会 (会長 福島 功)	大分市	・平成5年4月から毎月1回、子どもたちなど地域住民の憩いの場となるよう公園の花壇の花植え、清掃、除草などを行うほか、活動範囲を町内全域まで広げて地域環境の美化に貢献
5	<団体> 四浦を考える会 (会長 小谷 栄作)	津久見市	・豊後水道絶景ウォークの開催を契機に、平成16年に「四浦を考える会」が発足、河津桜の植栽を開始 ・地域住民や地元企業の協力を得て4,612本植栽(平成26年度まで)し、地域の緑化・環境美化に貢献 ・地元小学校での植樹など、子供たちへの森林環境教育の推進に寄与
<b>(2) 環境保全のための技術開発</b>			
6	<団体> エレファントジャパン株式会社 (代表取締役社長 高橋 枝見)	大分市	・これまで再生利用がすすんでいなかった鉄粉を製鉄原料として再生利用するため、平成27年1月、日本初となる乾式吸引車両(風量80m <sup>3</sup> /分)を新たに導入し、再生利用の推進及び循環型社会の構築に寄与(H27.3~8再生利用料530t/月) ・この乾式吸引車両と、汚泥などを処理し日本一の吸引力を誇る湿式吸引車両(風量140m <sup>3</sup> /分)を併せ持つ企業は他にない
7	<団体> 株式会社 東部開発 (代表取締役 首藤 聖司)	大分市	・廃プラスチック、木くず、紙くず、繊維くずなどの産業廃棄物を集荷し、高発熱量の石炭代替燃料であるRPF(Refuse Paper&Plastic Fuel)〔固形燃料〕を製造 ・RPF生産量は年間約2万5千tで、県内随一、九州管内でも常に上位を維持 ・平成26年には、機器導入に伴う設備の充実により、リサイクルが難しい建設系廃棄物をRPF化するなど、全国に先駆けた処理方法を確立、廃棄物の再生利用やCO <sub>2</sub> 削減に大きく貢献
<b>(3) 環境保全に関する学術研究又は普及啓発</b>			
8	<団体> 医療法人 聖陵会 水環境委員会 (委員長 高倉 千恵美)	日田市	・平成12年から、毎年1回、三隈川の水質調査のほか手作りの水質浄化剤の配布やホテルの生息調査など行い、小学生への環境教育及び水環境保全意識の醸成に貢献 ・災害時の飲み水を確保することを目的とした「ろ過装置」を製作し一般へ公開
9	<団体> 公益財団法人 人材育成ゆふいん財団 (理事長 溝口 薫平)	由布市	・平成3年から毎年、地域の小学生など子供たちを対象とした水中生物調査や体験イベント、自然環境観察会など河川環境学習を実施し、積極的に環境問題に取り組む人材を育成 ・地域や行政等との連携により、協力体制を強化し、より充実した学習の機会を提供
10	<団体> アサギマダラを守る会 (会長 大海 重好)	姫島村	・アサギマダラの休息地保全のため、活動を開始 ・アサギマダラが好む希少な植物(スナビキソウ)の保護保存、食草(フジバカマ)の生育地の手入れ、周辺道路の草刈りや清掃など、環境保全活動を実施 ・春、秋の飛来時期には、ほぼ毎日飛来頭数を確認
<b>(4) ごみゼロキャンペーンの推進に協力</b>			
11	<団体> 大平山友遊エコクラブ (代表 日高 清志)	別府市	・環境活動クラブであることもエコクラブ(平成18年)に登録(公益財団法人 日本環境協会) ・子どもたちは、年に2回実施している地域のごみ拾いや別府インターの花植え活動などを通して、地域環境美化に貢献 ・子どもたち手作りの廃油キャンドルで、ごみゼロおおいた作戦「キャンドルナイト」にも参加 ・環境保全活動や地域の方々との交流を通して、環境意識の醸成にも貢献



## 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

### 1 適正化条例の概要

条例は、(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

#### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

- ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。
- イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。
- ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

- ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。
- イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力を県に納付する。
- ウ 環境保全協力は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。
- エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

#### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

- ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。
- イ 産業廃棄物の発現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。
- ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

#### (4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

#### (5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。



## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成27年3月31日現在の許可状況※は、13市2町でのべ121事業者、面積1,301,172㎡、土量4,526,574㎡となっており、うち県外土砂は、面積で15.7%、土量で25.8%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6

年 度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分 面積 (㎡)	うち県外分 率 (%)		うち県外分 土量 (㎡)	うち県外分 率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	264,990	0	0.0	1,143,344	0	0.0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755	39.9
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0	0.0
累 計	121	15	1,301,172	204,404	15.7	4,526,574	1,165,704	25.8

※大分市実施分も含む

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布  
平成18年10月 全部施行

平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)  
平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)  
平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)  
平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)

表1.2-7

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12指定 チョクザキミズ(イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク(キク科) H20.3指定 ナゴラン(ラン科) H20.3指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3指定
動 物	カプトガニ(カプトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12指定 クロシジミ(シジミチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ(ミズゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ(トンボ科) H24.3指定 クボハゼ(ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ(ハゼ科) H26.5指定 オナガラムシオイガイ(ムシオイガイ科) H27.3指定

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充

を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

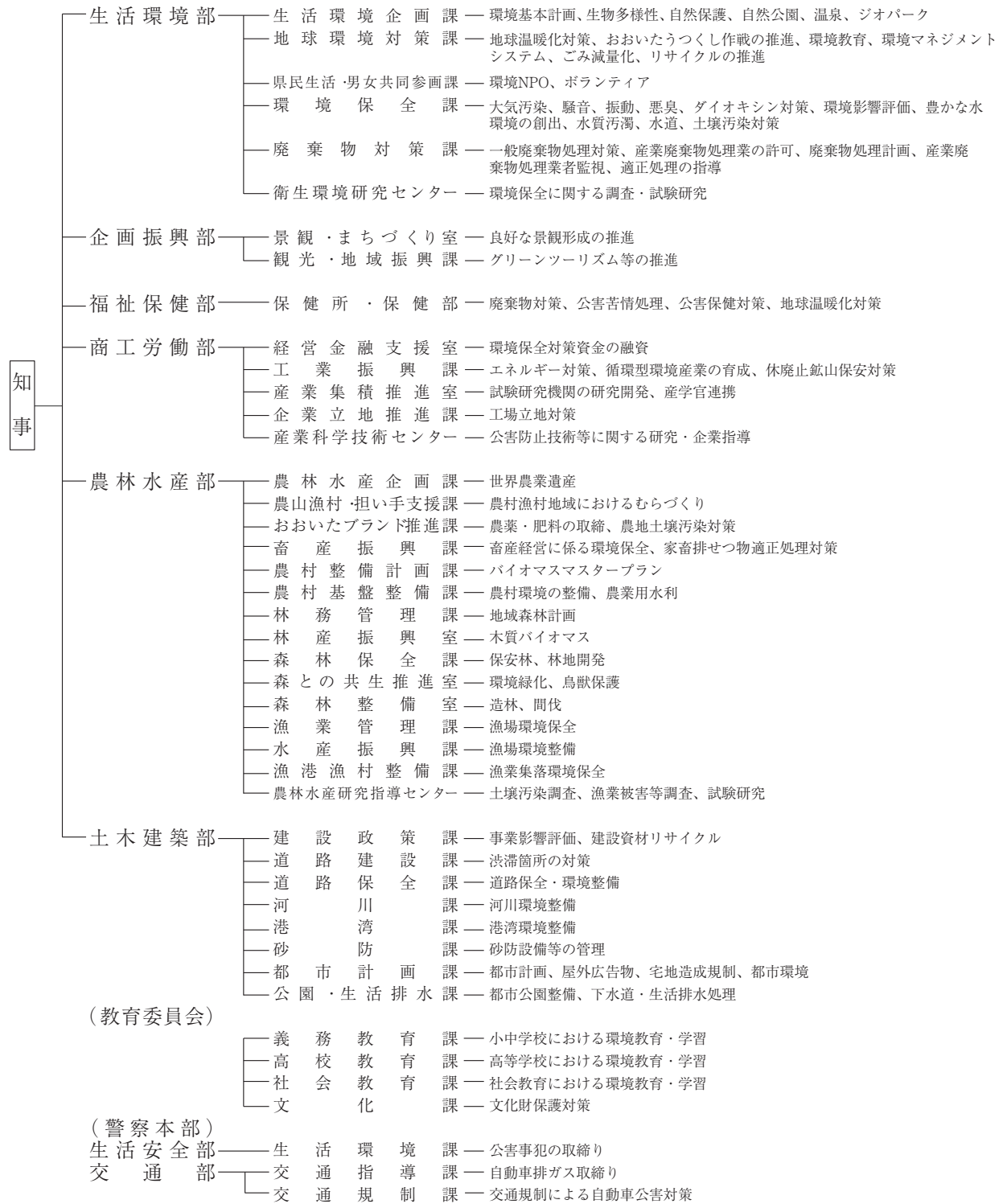
平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいいた推進班」を「ごみゼロおおいいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行ったところである。

平成27年5月現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図1.2-8 県の環境保全行政組織

(平成27年5月現在)



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成

18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は表1.2-9のとおりである。

\* 各種審議会の委員の名簿については、資料編2. 各種審議会委員等名簿参照。

表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要 (平成27年4月1日現在)

名称	根拠法令(設置年月日)	所掌事務	組織	26年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例(H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 45人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会(重複あり) 7人 特別委員 5人	[環境審議会] H26.12.16 ・環境関連施策等の現状と課題、これからの基本方向等について [総合政策部会] H26.9.24 ・大分県新環境基本計画の進捗状況について ・大分県環境マネジメントシステムの平成25年度実績について ・第3次大分県環境基本計画(仮称)の策定について ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する対策について ・各部会決議事項について [水質部会] H27.2.24 ・平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について [自然環境部会] H26.12.16 ・生物多様性おおい県戦略の進捗状況について H27.2.17 ・指定希少野生動植物の指定について ・国東半島県立自然公園 公園区域及び公園計画の変更について [温泉部会] H26.5.27 H26.7.29 H26.9.2 H26.9.29 H26.12.1 H27.1.26 H27.3.26 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について ・環境審議会温泉部会の規定に係る審議について [鳥獣部会] H26.9.1 ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について H27.3.25 ・第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について ・第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)管理計画の策定について [環境緑化部会] 開催せず(審議案件なし)
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条(H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 14人	H25.6.17 ・大岳発電所更新計画に伴う環境影響評価方法書について H25.7.12 ・大分県環境影響評価条例第4条第1項の技術的事項に係る指針の一部改正について H25.8.29 ・大分県環境影響評価条例第4条第1項の技術的事項に係る指針の一部改正について H25.12.12 ・日出町太陽光発電事業環境影響評価実施計画書について H26.2.19 ・LOHAS・ECE 大分発電所環境影響評価実施計画書に対する意見について H27.2.4 ・大分市・臼杵市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例(S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	26年度は審査会を開催していない。
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例(S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	H26.11.21 ・平成26年度赤潮発生状況及び赤潮被害対策等について ・平成26年度赤潮発生に伴う漁業被害の認定について